

「中小企業支援に係る業務」の基本的な考え方

平成 26 年 5 月 9 日
中小企業対策特別委員会

平成 25 年 3 月、中小企業支援対策に関する事項を所掌する新たな組織を立ち上げることが日税連において決定され、同年 7 月 25 日付にて中小企業対策特別委員会（以下、「当委員会」という。）が設置された。

当委員会においては、まず「活動を行うにあたっての前提」として、会員が行う中小企業支援に係る業務への対策について、税理士法上の位置づけ、当委員会の所掌する範囲、その目的についてまとめた。そのうえで「当委員会の方向性」として、具体的な対策と実施に当たっての留意点を整理した。今後はこの基本的な考え方のもとに、本会及び単位会において活動を推進していくこととする。

◆活動を行うにあたっての前提

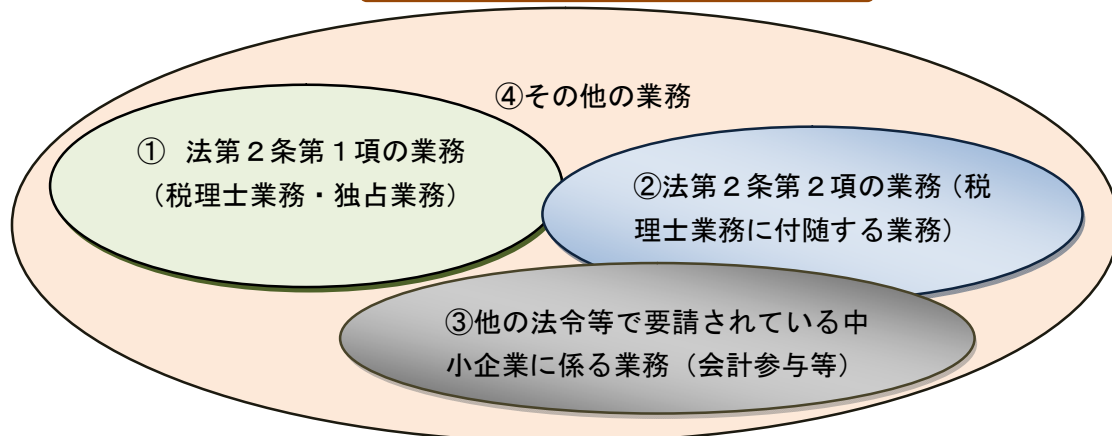
1. 会員が行う中小企業支援に係る業務への対策は、税理士法第 1 条の使命・職責に鑑みれば極めて重要な責務であり、国や社会からの要請でもある。中小企業の存続・発展は税理士制度の基盤を支えるものであり、支援業務への対策を積極的に推進する必要がある。
2. 会員が行う中小企業支援に係る業務として当委員会が所掌する範囲は、税理士法第 2 条第 1 項（税理士業務）に付随する同条第 2 項の業務並びに他の法令等で税理士・税理士法人に要請されている中小企業に係る業務とする。
3. 会員が行う中小企業支援に係る業務への対策の目的は、①中小企業の会計の質の向上を図ること、②中小企業の経営環境の改善に資することの 2 点に集約される。

◆当委員会の方向性

1. 中小企業支援に係る業務は、会員が主体で行うものである。したがって、日税連・税理士会は、会員の中小企業支援に係る業務の円滑化に寄与するための対策に努める。
2. 「活動を行うにあたっての前提」に基づき、当委員会が行う中小企業支援のための対策は、
①財務支援、②経営支援、③金融支援、④税制支援の 4 つの視点で整理する。
①財務支援対策・・・会計参与制度、中小会計指針、中小会計要領の普及等
②経営支援対策・・・経営改善、事業再生等
③金融支援対策・・・融資に関する割引制度等の適正な運用等
④税制支援対策・・・中小企業支援税制の周知及び上記項目に付随した税制改正要望の提言
3. 当委員会が中小企業支援のための対策を実施するに当たっては、会員相互間の業務侵害の誘発防止に努める

※イメージ（②③が当委員会の所掌）

会員が行う中小企業支援に係る業務



◆解説

【活動を行うにあたっての前提】

1. 税理士が中小企業支援に取り組む意義

国が税理士制度を設けている目的は、人格、能力、識見ともに適切な税務専門家として、納税義務者の代理等の業務に従事し、納税義務者の信頼に応じて、法律に定められた納税義務が正しく履行されるように努めることにより、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資することを期待することにある。また、税理士業務は国民の財産権と国家の財政基盤とに深く関わる社会公共的性格を有するものとされ、税理士の専門家としての知識を十分活用して納税義務者の信頼に応えることが税理士法（以下「法」という）第1条に規定された使命であり職責である。

これは、法第2条第1項に規定する税理士業務に関する知識のみならず、同条第2項に規定する財務に関する事務を適正に処理しうる知識が含まれている。この会計業務に関する規定が明記されたことは、税理士が税務のみならず会計の面においても専門家であることを確認したものとと言える。

たとえば、税理士業務である会社の税務申告書作成の前段階において、「税理士業務に付随して」行う財務に関する事務を「中小企業の会計に関する指針（以下「中小会計指針」という）」又は「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という）」（これらのチェックリストを含む。）に準拠して税理士・税理士法人（以下、「税理士等」という）が行うことにより、会計帳簿、試算表、計算書類等の信頼性が担保されることが期待されている。

また、「納税義務者の信頼に応える」とは、納税義務者から依頼された法第2条の業務を誠実に遂行することにより醸成されるものである。

このように考えると、会員が行う中小企業支援に係る業務は、一義的には、税理士の有する専門的知識を積極的に活用することによって納税義務者の信頼になお一層応えることであり、法第1条の使命・職責に鑑みれば極めて重要な責務であると言える。

もともと税理士制度が始まって以来70年以上に亘って、個々の会員においては、中小企業支援業務に携わってきたところである。中小企業の経営課題が多様化・複雑化している中で、税理士法以外の他の法令等で税理士等に要請される中小企業に係る業務も増加してきており、その役割も重要性を増している。日本税理士会連合会（以下「日税連」という）及び税理士会（以下両者を併せて「日税連等」という）として統一的に対応することで社会的な要請に応えるべ

き環境となってきた。

平成 24 年 8 月 30 日には「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「中小企業経営力強化支援法」という）が施行された。この法律の施行に伴い、多様化・複雑化する中小企業の経営課題に対応するため、財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を行うための支援体制を整備することとなり、税務、金融及び企業の財務に関する知識や実務経験が一定レベル以上のものを国が認定する認定制度が創設された。この「中小企業経営力強化支援法」の取り組みの支援機関としては、一定の金融機関と税理士・税理士法人等をあげているが、その大部分を税理士・税理士法人が占めている点を重く受け止める必要がある。従来の業務に加えて法的な裏づけをもって中小企業の金融と経営支援の担い手としての役割が期待されているのである。

国のこうした動向を契機の一つとして、日税連においても、中小企業支援対策に関する事項を所掌する新たな組織を立ち上げることとし、当委員会が設置されたところである。

さらに、国税庁の統計資料（平成 24 年度分「会社標本調査 - 調査結果報告 - 」ほか）によれば、会社組織の法人数は 245 万 8 千社あり、そのうち資本金 1 億円以下の会社数は 243 万 8 千社となっている。また、個人事業所得者数は 159 万人あり、そのほとんどが中小企業者であると推定される。このように、我が国経済を支えている企業の 99%超は中小企業であり、中小企業庁（以下「中企庁」という）が実施したアンケート調査結果によれば、中小企業の経営者の約 7 割は顧問税理士等を経営問題の相談相手と答えており、中小企業にとっても最も身近な相談相手は税理士である。

わが国経済が持続的な発展を続けていくために、そして国が必要とする税理士制度を将来に亘って維持し発展していくためには、中小企業の存続・発展が不可欠である。中小企業支援の最も重要な担い手として税理士等が求められていることは、税理士業界に対する国や社会からの要請と受け止め、税理士は税務のみならず会計の専門家として、支援業務に積極的に対応していく必要がある。

このような理由から、当委員会は、日税連として会員が行う中小企業支援に係る業務への対策を積極的に推進していくこととする。

2. 当委員会の所掌範囲

会員が行う中小企業支援に係る業務は、税務及び会計の分野に止まらず、高度な専門的コンサルティング業務から、場合によっては家庭問題に至るよろず相談まで、その業務内容は多岐に亘っている。このうち、当委員会の所掌する会員が行う中小企業支援に係る業務の範囲は、法第 2 条第 1 項（税理士業務）に付随する法第 2 条第 2 項の業務、並びに他の法令等で税理士等に要請されている中小企業に係る業務である。

まず、法第 2 条第 2 項の規定にある税理士業務に付随して行う財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行その他財務に関する事務は、税理士法上「税理士の業務」の中に包含されて規定されており、所掌範囲に入るとは論を待たない。具体例としては、「中小会計指針」や「中小会計要領」に準拠して会計帳簿・計算書類等を作成する業務が挙げられる。

次に、他の法令等で税理士等に要請されている中小企業に係る業務については、多くは法第 2 条第 2 項の業務であるが、この中には会社法に規定された税理士資格に伴う会計参与の業務や中小企業経営力強化支援法に規定された経営革新等支援機関による業務が当てはまり、これらの業務を行う担い手として、税理士等に対して大きな期待が寄せられている。今後、国や社

会から、そして新たな法令等の成立により、税理士等に対して要請される業務が増加することも予想されるが、それらが当委員会の所掌する業務に該当するかどうかは、その都度、個別的・具体的に検討することとしたい。会員はこれらの業務が法令等に基づく国や社会からの要請であることを重く受け止めて、その業務に積極的に対応する必要がある。

3. 会員が行う中小企業支援に係る業務への対策の目的

当委員会は、会員が行う中小企業支援に係る業務への対策の目的として、①中小企業の会計の質の向上を図ること、②中小企業の経営環境の改善に資すること、と大きく2つに分けて整理した。

中小企業の会計の質の向上と中小企業の経営環境の改善に資することは、中小企業支援対策という視点で同じ枠内に属すると言えるが、前者は主として制度の普及・啓蒙活動と策定されたルールの見直し作業が主体の継続事業である。それに対し、後者は刻々と変化する中小企業の経営そのものの支援活動が主体であり、多くは新たに取組む事業である。この2つの事業内容は自ずとその性質が異なり対応策も相違するので、2点に分けて対応することとする。

【当委員会の方向性】

1. 日税連・税理士会の役割

「中小企業支援に係る業務」について、日税連等と会員との役割分担を考えると、様々な団体から税理士の派遣要請があった場合を含め、当該業務を直接遂行するのは当然のことながら会員であり、日税連等の役割は、会則に定める目的及び事業を踏まえ、会員が主体で行う中小企業支援に係る業務の円滑化に寄与するための対策に努めることと整理できる。

税理士は、中小企業の税務のみならず、財務、金融、経営に至るまでの総合的なアドバイスができる幅広い能力を求められており、これを受けて日税連等には、会員が企業のトータルアドバイザーとして中小企業支援業務を行える対策を講じていくことが求められている。

そのためには、日税連等が、関係官庁・関連団体と積極的かつ能動的に意思疎通を図る涉外活動により、中小企業支援の実効性がさらに高まると期待される。また、税理士会における中小企業支援活動状況の報告を受け、有益・効果的な事例紹介等の情報共有化を図り、同時に税理士会からの要請に応えていくことも日税連の重要な役割の1つである。一方で、中小企業については、全国的に通用する業種もあるが、地域差もあり、税理士会が個別的な対応・施策が求められる場合もある。その他、会員向けの資質向上策である研修会の企画・実施、税理士会や支部等と関連団体との間で、税理士の派遣等に関する項目を含む業務提携の合意文書等交わす場合等のモデル文章の提示など、周辺環境整備に係る対策は多岐にわたる。

当委員会は会員の中小企業支援に係る業務の円滑化に寄与するための対策に努めることとする。

2. 当委員会が行う中小企業支援のための対策

中小企業支援に関する「活動を行うにあたっての前提」3における①中小企業の会計の質の向上を図ること、②中小企業の経営環境の改善に資すること、という事業活動の目的に鑑みて、当面、当委員会が行うべき中小企業支援のための対策として、会員が行う①財務支援、②経営支援、③金融支援、④税制支援の4つの視点から対策を考えることとする。

このうち、①財務支援対策とは、中小企業の会計の質の向上を図るための支援対策であり、会計参与制度、中小会計指針、中小会計要領の普及等が主な内容である。なお、中小会計指針は、日税連と日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体により、法務省、金融庁及び中企庁の協力のもと作成されたものであり、一方、中小会計要領は、中小企業団体、金融関係団体、企業会計基準委員会及び学識経験者が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」により、中企庁、金融庁及び法務省の協力のもと、作成されたものである。とりわけ中小会計指針は定期的な見直し作業が行われ、極めて高い専門性が求められている。

次いで、②経営支援対策とは、当面、金融機関等との連携による経営支援のほか、経営革新等支援機関、ミラサポ、地域プラットフォームへの対応等を想定している。日税連と税理士会は、相互の役割分担を明確にし、金融機関、関係官庁、自治体、商工会・商工会議所、士業団体等と積極的かつ能動的な意思疎通を図り、継続的かつ深度ある交流・協議の場を構築することが求められる。

続いて、③金融支援対策とは、金融機関等との提携による融資商品の開発や融資に関する割引制度等が適正に運用されるように金融機関等と協議することなどが考えられる。そのためには、金融懇話会等を通じて金融機関との友好的な信頼関係の構築が重要であり、併せて、金融庁等への接触も必要となる。日税連等は、②の経営支援対策と同様に相互の役割分担を明確化し、継続的かつ深度ある交流・協議の場への参加が求められる。

最後に、④税制支援対策とは、中小企業対策税制の周知及び中小企業支援の視点からの税制改正要望について提言案を検討することである。当委員会の役割として積極的に調査研究を図り、具体的に意見書を提出する場合には、調査研究部と調整し、連携して行うべきである。

3. 業務侵害の誘発防止

綱紀規則第25条では「不当又は不公正な方法」を用いて顧客を誘引することは業務侵害として禁止されている。

4つの中小企業支援のための対策を実施する中で、金融機関等が中小企業の要望に応じて、既存の顧問税理士の有無等を確認せずに派遣税理士や経営革新等支援機関である税理士等を紹介するケース等も考えられ、業務侵害を誘発する可能性もあり、既存の顧問税理士の有無の確認等、金融機関等や会員への啓蒙等も必要である。

また、税理士会や支部等と関連団体との間で、税理士の派遣等に関する項目を含む業務提携の合意文書等を交わすことが考えられる。その場合にも、その指導・相談等の対象である派遣先企業の顧問税理士の有無を考慮し、業務侵害が誘発されないように未然防止に努める必要がある。

【参考法令等】

◆税理士法

(税理士の使命)

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(税理士の業務)

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理
- 二 税務書類の作成
- 三 税務相談

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

◆税理士法施行規則

(業務の範囲)

第21条 法第48条の5に規定する法第2条第2項の業務に準ずるものとして財務省令で定める業務は、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務（同項に規定する税理士業務（第26条第1項において「税理士業務」という。）に付随して行うもの及び他の法律においてその事務を業として行うことが制限されているものを除く。）を業として行う業務とする。

◆中小企業経営力強化支援法

(認定経営革新等支援機関)

第17条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であって、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次の業務を行うものとする。

- 一 経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 二 経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

◆中小企業経営力強化支援法第17条第1項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令

(認定経営革新等支援機関)

第2条 主務大臣は、法第17条第1項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定により認定を行うものとする。

- 一 基本方針に適合すると認められること。
- 二 次のいずれにも適合していると認められること（法人にあつては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。
 - イ 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。
 - ロ 中小企業に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。

◆中小企業・小規模企業者の数

	1999年 (企業全体に占める割合)	2009年 (企業全体に占める割合)	2012年 (企業全体に占める割合)
中小企業・小規模事業者	484 万者 (99.7%)	420 万者 (99.7%)	385 万者 (99.7%)
うち小規模事業者	423 万者 (87.2%)	366 万者 (87.0%)	334 万者 (86.5%)

出典：総務省「経済センサス活動調査」等

会員が行う中小企業支援業務

平成26年2月5日

2 会員が行う中小企業支援に係る業務として当委員会が所掌する範囲は、税理士法第2条第1項（税理士業務）に付随する同法第2条第2項の業務、並びに他の法令等で税理士・税理士法人に要請されている中小企業に係る業務とする。会員は法令等の求めに応じて積極的に対応する必要がある。

<p>税理士法第2条 (税理士の業務)</p>	<p>法第2条第1項 税理士業務</p>	<p>①税務代理 ②税務書類作成 ③税務相談</p>	
	<p>法第2条第2項 税理士業務に付随する業務</p>	<p>財務諸表の作成、会計帳簿の代行 その他財務に関する事務</p> <p>(税理士業務に付随して行うもの 及び他の法律においてその事務を業として 行うことが制限されているものを除く)</p>	<p>↓ 会員が行う中小企業支援業務</p>
<p>他の法令等で 税理士・税理士法人に 要請されている 中小企業に係る業務</p>	<p>施行規則第21条(業務の範囲) 法第2条第2項の業務に準ずる業務で 税理士業務に付随しない業務 (税理士法人のほか税理士が行う場合も含む)</p>	<p>顧問税理士がいる場合</p> <p>顧問税理士がいない場合</p>	<p>→ 業務侵害の可能性あり その顧問税理士を通じて依頼する方向で検討 (会計帳簿の作成、相続税などを外注に出すのと同様) 顧問税理士にとっては法第2条第2項の業務</p> <p>→ 問題なし</p>
	<p>商法 会計参与制度 経営力強化支援法 経営革新等支援機関 税法 経営革新等支援機関の助言を要件に行う 特別償却・税額控除 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」</p>	<p>顧問税理士がいる場合</p> <p>顧問税理士がいない場合</p>	<p>→ 業務侵害の可能性あり その顧問税理士を通じて依頼する方向で検討 (会計帳簿の作成、相続税などを外注に出すのと同様)</p> <p>→ 問題なし</p>
<p>その他の業務</p>	<p>地方公共団体の外部監査委員 家事調停委員 登録政治資金監査人 租税教育 成年後見制度 保険代理店業務 不動産会社紹介業務 ほか</p>	<p>顧問税理士がいる場合</p> <p>顧問税理士がいない場合</p>	<p>↑ 会員が行う中小企業支援業務</p>

※会員が行う中小企業支援業務は ↓ ↑ の部分